

# 景観に係る事前協議、届出の手続きについて

越谷市都市整備部都市計画課

市内全域において、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行う場合、越谷市景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出が必要となります。

越谷らしい良好な景観を形成するため、皆様のご協力をお願いします。

## ○事前協議・届出の主な対象

本市は、市内全域を景観計画区域と定め、一般地域と特定地区がございます。(裏面参照) 詳細は、別紙の「届出対象行為」をご覧ください。

### (一般地域)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>高さ12mを超えるもの</li><li>建築面積500㎡を超えるもの</li></ul>

### (特定地区)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"><li>高さ10m(8m※)を超えるもの</li><li>建築面積300㎡(200㎡※)を超えるもの</li></ul>

※詳細は、別紙の「届出対象行為」をご覧ください。

## ○事前協議・届出の流れ

景観手続きの主な流れは、①事前協議⇒②届出⇒③審査⇒④適合通知⇒⑤完了報告となっております。詳細は、別紙の「届出のフロー」をご覧ください。

※開発行為などについては、届出からの手続きとなります。

※景観届出は、行為着手の30日前までに提出が必要となります。

## ○事前協議・届出の用紙等

事前協議・届出の用紙については、越谷市ホームページでダウンロードできます。添付書類等については、越谷市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

## <お問合せ>

越谷市都市整備部都市計画課(本庁舎3階)

TEL048-963-9221(直通)

メールアドレス: [toshikei@city.koshigaya.lg.jp](mailto:toshikei@city.koshigaya.lg.jp)

ホームページURL: <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

トップページ>暮らし・市政>暮らし・手続き>住まい・街づくり>様式ダウンロード

>景観法・景観条例の届出等について

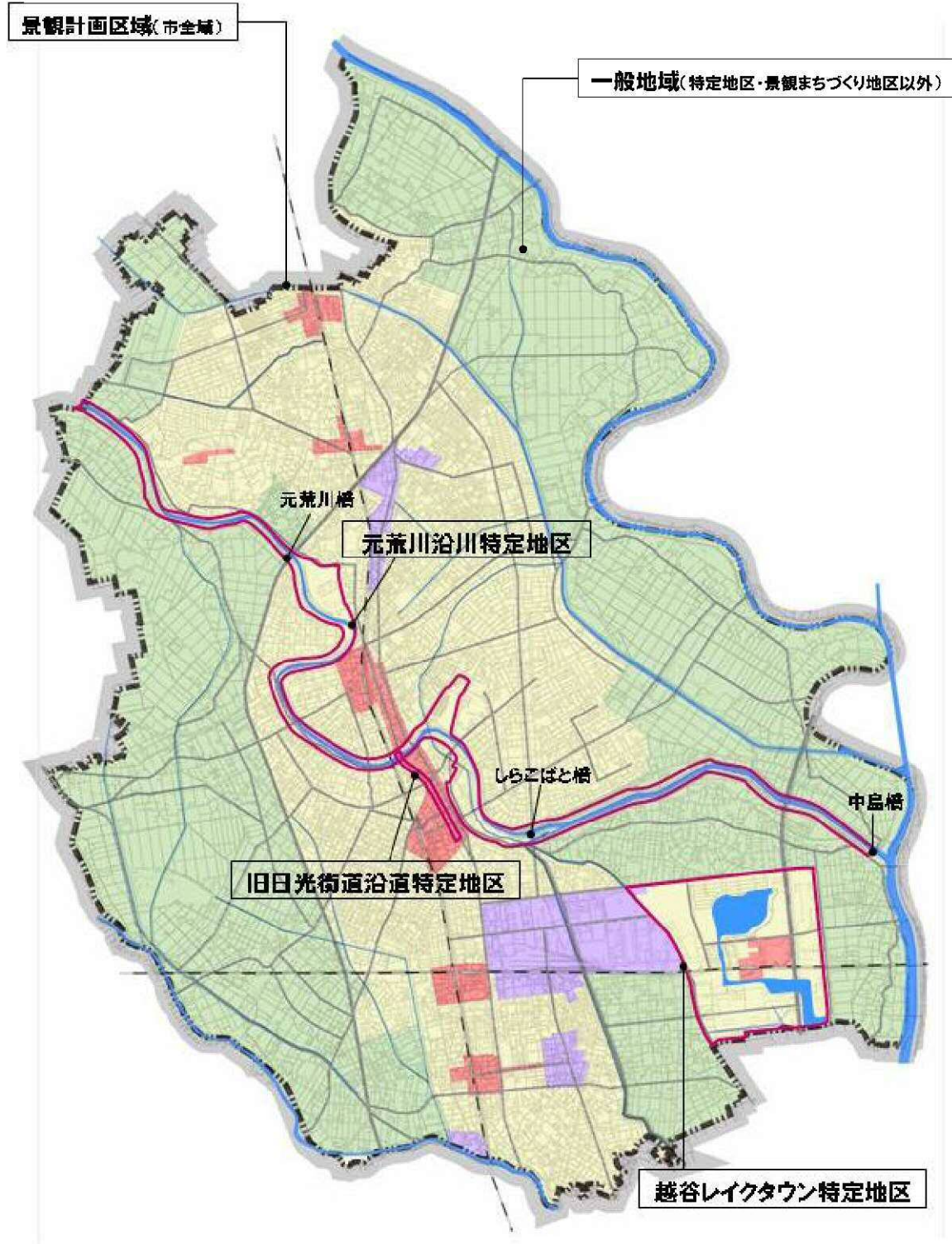
ご協力をお願いします。



## 地域・地区の区分

届出対象行為は、一般地域と特定地区、景観まちづくり地区に区分して設定します。

### ■地域・地区の区分



※現在、景観まちづくり地区は指定されていません。

## ■届出対象行為(一般地域)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 12mを超えるもの</li> <li>建築面積 500㎡を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 12mを超えるもの</li> <li>築造面積 500㎡を超えるもの</li> </ul>
開発行為(*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 3000㎡以上のもの</li> </ul>
土地の形質の変更(*3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500㎡以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500㎡以上のもの</li> </ul>

\*1 工作物 高さ 15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱(電力柱、電信柱)を除く。

\*2 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定するものをいう。

\*3 土地の形質の変更 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。

市境から中島橋までの河川区域の両端から 40m以内の区域(宮内庁埼玉鴨場、久伊豆神社、越谷市役所一帯、葛西用水(一部)等を含む)

## ■届出対象行為(元荒川沿川特定地区)

対象行為	対象規模		
	元荒川橋～しらこぼと橋		その他
	河川区域の両端から 20m以内の区域	河川区域の両端から 20mを超え 40m以内の区域	河川区域の両端から 40m以内の区域
建築物・工作物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 8mを超えるもの</li> <li>建築面積または築造面積が 200㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが 10mを超えるもの</li> <li>建築面積または築造面積が 300㎡を超えるもの</li> </ul>	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>		
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>		

## ■届出対象行為(越谷レイクタウン特定地区)

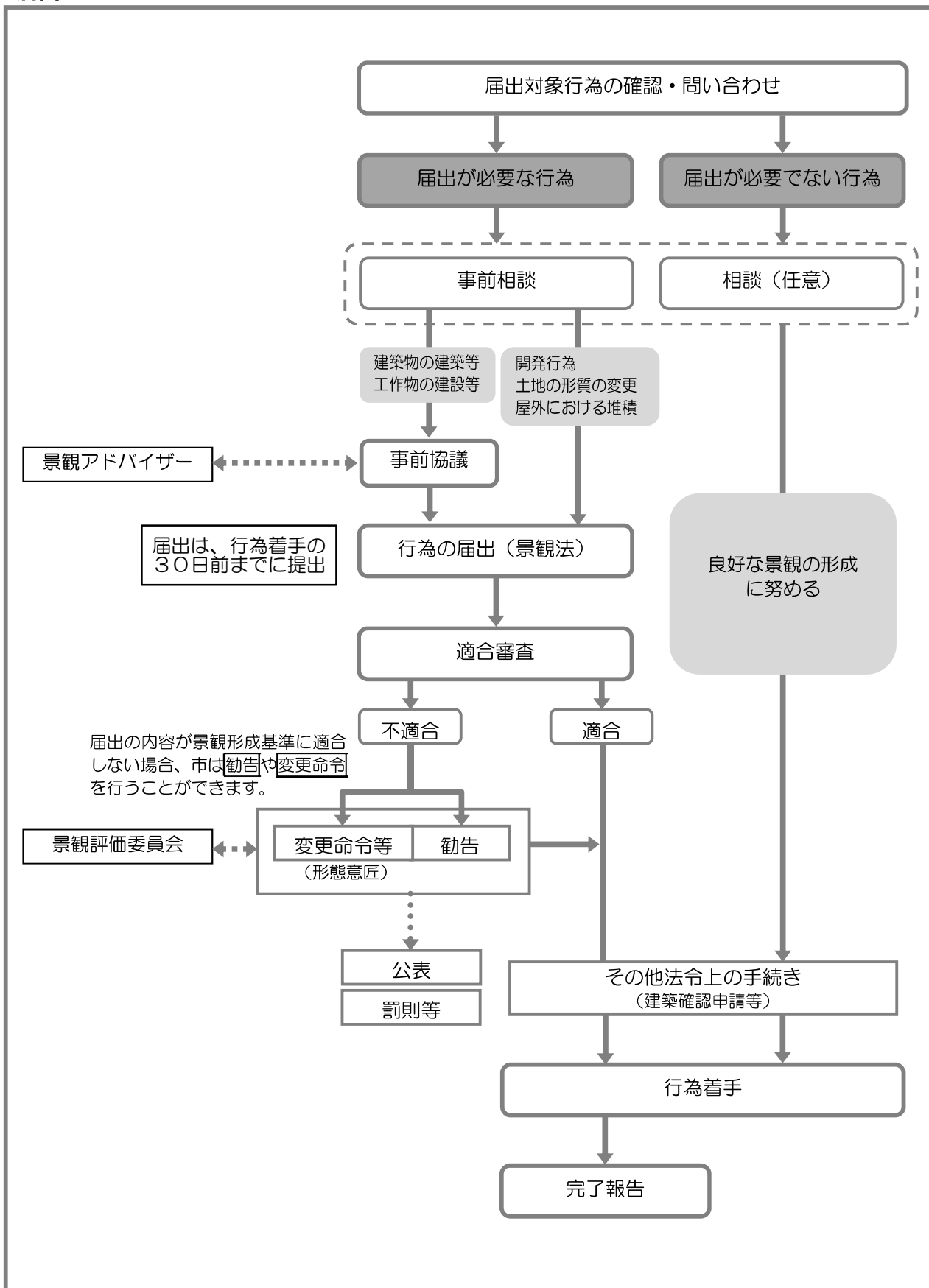
対象行為	対象規模
建築物・工作物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 10mを超えるもの</li> <li>建築面積または築造面積 300㎡を超えるもの</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>

## ■届出対象行為(旧日光街道沿道特定地区)

旧日光街道(県道 52 号線)の道路の両端から 25m以内の区域

対象行為	対象規模
建築物・工作物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 10mを超えるもの</li> <li>建築面積または築造面積 300㎡を超えるもの</li> </ul>
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積が 500㎡以上のもの</li> </ul>

# 届出のフロー



※行為の届出は、当該行為に着手する日の30日前までに提出して下さい。

※景观手続きについては、上記フローのとおり、事前協議、届出、完了報告についての手続きがございます。手続きを代理者が行う場合は、委任状の添付が必要となります。そのため、手続きにより必要となる委任内容が異なりますので、ご注意ください。委任状の記載例は、下記のものを参考にしてください。

例) 景观法及び越谷市景观条例に基づく手続きの一切を委任します。

例文の委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状として、扱うことができます。